

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【風水害】

＜台風・洪水＞

平成 16 年 9 月の台風第 21 号では、記録的な雨量を観測し、旧伊勢市では床上浸水 207 件、床下浸水 107 件の被害が発生し救助法の適用を受けている。平成 29 年台風第 21 号では、アメダス小俣観測所で最大 48 時間降水量が 539.0 mm（これまでの最高値 400 mm の 1.35 倍）となり、観測史上最高値を更新する大雨となった。市内では、死者 1 名、床上浸水 409 件、床下浸水 670 件、店舗、倉庫等の浸水 773 件の被害が発生し救助法、被災者生活再建支援法の適用を受けている。

また、宮川は、多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、熊野灘から吹く季節風が雨雲を形成し、夏期を中心に豪雨をもたらす特性がある。流域の約 8 割が山地部にあたり、河川勾配が急なものの、平地部に至って急に勾配が緩やかになる点も洪水の要因になっている。宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにある。その地盤高は、河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となる。

＜集中豪雨＞

集中豪雨は、台風と双璧をなすほど気象災害のなかでも大きな被害が発生させ、伊勢市でも河川の増水、氾濫による水害が発生している。

これまでの主な集中豪雨による被害では、昭和 49 年 7 月の洪水（七夕豪雨）では、勢田川の流下能力不足と合わせ、支川からの内水氾濫により、旧市内の市街地、旧御薮村の 3,051ha が浸水し、旧小俣町でも外城田川の氾濫で多くの被害が発生した。

＜土砂災害＞

伊勢市には多数の土砂災害危険箇所が存在し、災害が発生した際に建築物に損害が生じ、住民達の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域である土砂災害特別警戒区域の指定や土砂災害が発生した際に、住民達の生命又は身体に危害が生ずる恐れがある土砂災害警戒区域の指定もされている。

小俣町内においては、新村地区の人家の多くは大仏山公園として整備がされている玉城丘陵と宮川により形成された氾濫平野の間に位置しており、玉城丘陵は浸食が進み比較的緩やかな形状をしているが、地盤を形成する花こう岩は深層まで風化が進んでおり、崩壊など土砂災害を起こしやすい地質になっている。また、南側の水田地域は氾濫平野であり、豪雨時には浸水を引き起こしやすい低地となっている。これらの低地は大規模地震時などには液状化現象を引き起こしやすいことが知られている。

【地震・津波】

東海・東南海・南海地震の震源域となる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、過去 100～150 年の間隔で巨大地震が発生していることから、絶えず警戒が必要である。また、伊勢市の近隣の活断層による地震被害も想定されていることから、南海トラフ（海溝型）で発生する地震、内陸の活断層（直下型）による地震を想定する必要がある。

三重県が発表した地震被害想定結果（平成 26 年 3 月）を被害想定として使用し今後 30 年以内に南海トラフを震源とする M8～9 クラスの地震が発生する確率は 70%程度とされている。この地震が理論上最大クラスで発生した場合、県の被害想定では伊勢市においては死者数は最大で約 7,900 人、全壊・焼失建物棟数は最大で約 41,000 棟にのぼる等、甚大な被害

が想定されている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国性的かつ急速な蔓延により、伊勢市内においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和6年4月1日）

- ・商工業者数 531人
- ・小規模事業者数 435人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	79	76	町内に広く分散している
	製造業	60	46	〃
	卸・小売業	138	96	〃
	飲食・宿泊	58	51	〃
	サービス業	149	126	〃
	その他	47	40	〃

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画策定
- ・地震防災強化計画策定
- ・水防計画策定
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画策定
- ・伊勢市防災会議の開催
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・みえ共済と連携した火災共済の加入促進
- ・防災備蓄パンの斡旋販売
- ・伊勢市が実施する防災対策や訓練等の周知と参加呼びかけ
- ・火災保険等損害保険の情報提供

II 課題

現状では、自然災害等に伴う被害状況を関係団体等に報告した経験はあるものの、大規模な自然災害等の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する高度な助言を行える当会経営指導員等職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と伊勢市との間における被害情報報告、共有ルートを再構築・再確認する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と伊勢市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 伊勢小俣町商工会の危機管理マニュアル（事業継続計画）の作成

- ・（別添参照）危機管理マニュアル（令和6年12月作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・伊勢市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、伊勢市、伊勢商工会議所）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と伊勢市で共有する。）
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、伊勢市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と伊勢市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が発生しているものとする。

- ・本計画により、当会と伊勢市は以下の間隔で被害情報等を共有する。（被災状況により適宜判断する。）

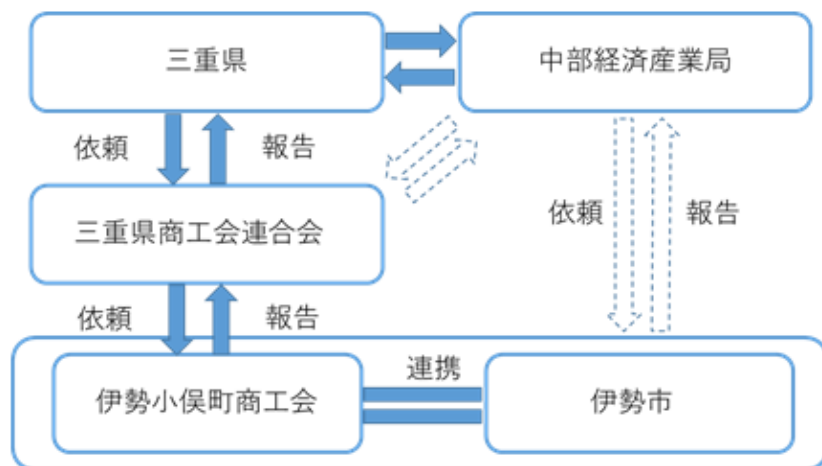
発災後から1週間	1日に2回共有する
1週間から2週間	1日に2回共有する
2週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・伊勢市が取りまとめた「例：伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と伊勢市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と伊勢市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当会又は当市から三重県商工会連合会を通じて県へ報告（メール又はFAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は次ページ（様式第3）を参照）

商工会災害状況報告スキーム図



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、伊勢市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、伊勢市等の施策）について、地区内小規模事業者

等へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、伊勢市、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

様式第3

年 月 日 () 12時00分 現在

【 災 害 名 】にかかる被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名

記入者所属

記入者氏名

連絡先（TEL）

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
☐	(1)大規模な被害がある	・ 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
☐	(2)被害がある	・ 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

（例）●×鉄工所（○○地区）：床下浸水、レストラン□○（○△地域）：強風で看板が落下
スーパー▽▲（□△町）：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

報告先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 E-mail : chusho@pref.mie.lg.jp
(問い合わせ)TEL : 059-224-2534 / FAX : 059-224-2078

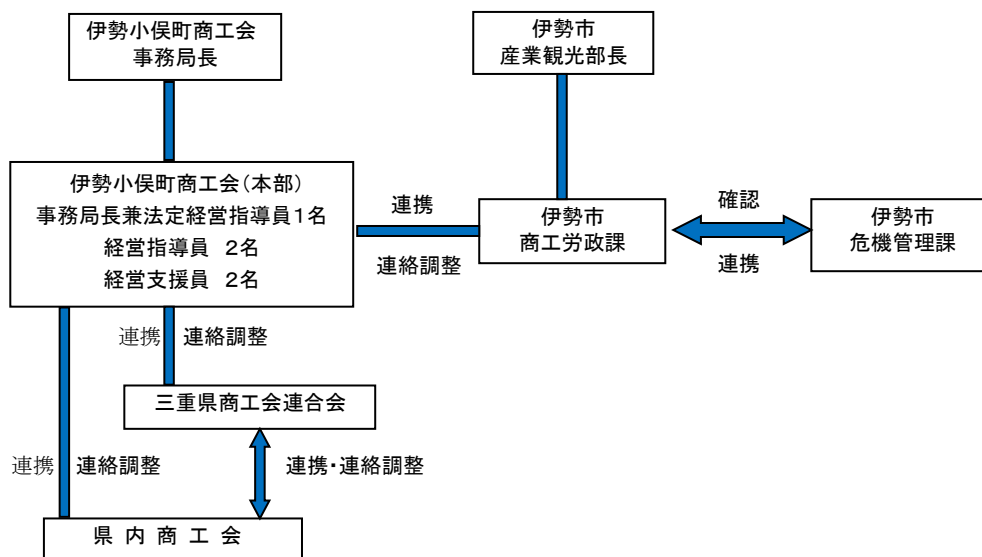
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 1 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 大西智爽音 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

伊勢小俣町商工会

〒519-0505 三重県伊勢市小俣町本町 3 番地

TEL : 0596-22-3619 / FAX : 0596-22-3763

E-mail: iseobata@mie-shokokai.or.jp

②関係市町

伊勢市役所 商工労政課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

TEL : 0596-21-5512 / FAX : 0596-21-5651

③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 6 階

TEL : 059-225-3161 FAX : 059-225-2349

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	60	60	60	60	60
協議会運営費	5	5	5	5	5
セミナー開催費	110	110	110	110	110
広報費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊勢市補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容 1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割 ・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等